

訪問介護サービス利用料金表 (特定事業所加算Ⅱ)

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法の法定利用料に基づくものとします。

1 料金表

項目	サービス1回当たりの料金			大磯町地域単価 10.42円			チェック	
	所要時間及び内容	単位数	特定事業所加算Ⅱ 合成単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額		
①基本額 利用者負担額を円に換算した目安です。 1ヶ月の合計単位数で計算した場合には誤差が生じます。	身体介護01 (20分未満)	166単位	183単位	191円	382円	572円		
	身体介護1 (30分未満)	249単位	274単位	286円	571円	857円		
	身体介護2 (30分以上1時間未満)	395単位	435単位	454円	907円	1,360円		
	身体介護3 (1時間30分未満)	577単位	635単位	662円	1,324円	1,985円		
	所要時間1時間から計算して 所要時間30分を増すごと	83単位	91単位	95円	190円	285円		
	生活援助2 (20分以上45分未満)	182単位	200単位	209円	417円	626円		
	生活援助3 (45分以上)	224単位	246単位	257円	513円	769円		
	所要時間20分から計算して 25分を増すごと	66単位	73単位	76円	152円	228円		
	身体1・生活1 (身体30分未満＋ 生活援助20分以上45分未満)	315単位	347単位	362円	723円	1,085円		
	身体1・生活2 (身体30分未満＋ 生活援助45分以上70分未満)	381単位	419単位	437円	873円	1,310円		
	身体2・生活1 (身体60分未満＋ 生活援助20分以上45分未満)	461単位	507単位	529円	1,057円	1,585円		
②加算	緊急時訪問介護加算(1回)	利用者の要請とケアマネが認めた居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護中心に限る)を、利用者又は家族から要請を受けて24時間以内に行った場合		100単位	105円	209円	313円	
	初回加算	新規計画を作成し、初回訪問介護実施月内にサービス提供責任者自身が訪問介護または、同行訪問を行った場合		200単位	209円	417円	626円	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	責任者が要件を満たす専門職等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)		100単位	105円	209円	313円	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	責任者が要件を満たす専門職と同行し共同で利用者状態像の評価を行い、生活機能の向上を目的とした計画書を作成するもの。同加算は実施月以降3月のみ算定が可能。		100単位	105円	209円	313円	
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に定期的に訪問した場合		所定単位数×25%				
③	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 13.7%		①②の1ヶ月当たりの総単位数×13.7%単位/月					
* 介護職員処遇改善加算とは、介護に携わる職員に対して待遇や賃金等の改善を行うための制度であり、当事業所は加算(Ⅰ)の要件に適合するため届出をしております。								
④	特定処遇改善加算(Ⅰ) 6.3%		①②の1ヶ月当たりの総単位数×6.3%単位/月					
* 特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした制度です。当事業所は加算(Ⅰ)の要件に適合するため届出をしております。								
* 地域サービスの種類により区分が定められています。大磯町の訪問介護における単価は、10.42円となります。								
* 1ヶ月利用者負担額の算出方法(概算)								
①②③④の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.42円＝〇〇円(1円未満切り捨て)								
〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝1割負担利用者負担額								
〇〇円－(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))＝2割負担利用者負担額								
〇〇円－(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))＝3割負担利用者負担額								

2 保険外サービス費用（利用者負担10割）

項目	説明	金額	チェック
介護保険外サービス	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合等、介護保険枠外のサービス料金です。	介護報酬告示上の額と同額	

3 運営基準に定められたその他費用

項目	説明	金額	チェック
その他の費用	通常の事業の実施地域（大磯町、二宮町、伊勢原市、平塚市、秦野市）にお住まいの方は、無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施区域を越えてから、1Kmあたり25円お支払頂きます。	実費	

4 買物代行及び薬受代行サービス等に要する交通費

項目	説明	金額	チェック
買物等交通費	訪問介護員が買物代行等を行うために要する交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1Kmあたり25円お支払頂きます。	実費	